広報九州　特別号

暖帯林

平成２５年１月１０日
（２０１３年）
No. １６９２

九州森林管理局
〒860-0081
熊本市西区京町本丁２－７
IP電話 050-3160-6600(代表)
http://www.kyusyu.kokuyurin.go.jp/

国民の森林・国有林

新たな決意で森林・林業の再生を

九州森林管理局長　平之山　俊作

明けましておめでとうございます。平成25年の新年を迎えるにあたり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。また、九州北部豪雨災害等における被災者の方々や関係者の皆さまに対しまして改めて心よりお見舞い申し上げます。

さて、九州の多様で豊かな森林は、水源のかん養、災害や地球温暖化の防止など、我々の生命や暮らしに不可欠な様々な恵みをもたらしています。また、先人達が植え育ててきた人工林は資源の成熟期を迎え、再生可能な国産資源として本格的に利用していく好機が到来しています。一方で、木材価格の低迷、森林所有者の意欲低下など、依然として厳しい現状もあるところです。

このような中、森林・林業の再生、木材自給率50％の実現に向けては、国際商品である木材の競争力強化に向けた育林・伐出・流通・加工の全般にわたる低コスト化と施業の集約化、市場ニーズに応じた国産材の安定供給が最重要課題です。さらに、木材資源を十分に活用していくための幅広い分野での需要拡大も不可欠です。

このため、九州森林管理局としましては、森林・林業再生に向けた重点取組として、民・国連携の森林共同施業団地を核としつつ、路網の整備や新技術の活用・普及による低コスト化、これを通じた木材の安定供給・需要拡大や地域林業を支える人材育成等の取組を進めてまいります。また、地域のくらしを守る治山事業や鳥獣害対策、世界遺産地域や候補地をはじめとする貴重な森林生態系の保全管理等の一層の推進、加速を図ることとしています。

我々国有林野事業につきましては、本年４月より、これまでの特別会計から一般会計に移行することとなります。新たな体制のもとでも、公益的機能の発揮を重視した管理経営を一層推進し、国民の財産である国有林を次世代に適切に継承していく責務は不変です。さらに、国有林野だけでなく、広く森林・林業一般や国民に開かれた行政組織として、民有林や関係機関、地域の皆さまとこれまで以上に密接に連携しながら、森林・林業再生に向けた諸課題の解決に全力で取り組んでいく所存です。

新たな年を迎え、九州国有林の職員が一丸となって、新たな決意のもと「九州からの森林・林業再生」の実現に向け取り組んでまいりますので、本年も何卒倍旧のご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本年が皆さまにとって良い年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

間伐紙『木になる紙』を通じた林業・山村の活性化等への貢献

はじめに

九州森林管理局では、間伐の推進を通じて森林・林業の活性化と地球温暖化防止に貢献することを目的として「国民が支える森林(もり)づくり運動」推進協議会（以下：協議会）を九州各県や製紙・流通企業などとともに設立しました。九州産の間伐材を使い、売上の一部を山元に還元する仕組みを持った間伐紙「木になる紙」シリーズの製品化と普及に取り組んでいます。

取組の背景と「木になる紙」の目的

森林は、間伐など必要な手入れを適切に行うことで、水源涵養、土砂災害防止、再生可能資源（木材）の供給など、私たちの生活に様々な恩恵をもたらします。しかし、森林・林業を取り巻く状況は厳しく、木材価格の低下や搬出コストの問題から、間伐ができず放置されたり間伐後も多くの「林地残材」（未利用資源）が発生しています。

こうした状況に対して、近年は街の消費者からも「山の森林所有者を応援したい」という声が聞かれます。一方、①林地残材の多くは柱などの利用には不向きな低質材であること、②紙の原料の自給率が低位であること、③私たちが毎日大量に使う最も身近な木材製品は「紙」であることといった理由から、協議会では「紙」としての利用を通じた間伐材の需要拡大を目指し、街の消費者と山の森林所有者を結ぶ間伐紙「木になる紙」の取組を進めてきました。

特徴と取組状況

「木になる紙」は、消費者が購入した金額の一部が、原料となった間伐材を供給した森林所有者に上乗せで還元される仕組みを導入しています。間伐材30％（クレジット方式）を配合した「木になる紙」コピー用紙を中心に、ファイル、封筒、名刺台紙、印刷用紙などシリーズ製品も順次拡大しています。

多くの自治体や官公庁、一般企業、森林・林業・環境関連団体等に調達いただいた結果、森林所有者への還元金額は累計で２７００万円以上になっています。

これまで購入者の多くは自治体や企業などの事業体でしたが、昨年からはホームセンターなど、量販店で1包（５００枚）単位での販売も開始されたことから、個人の間でも利用が広がっていくことが期待されます。

また、「木になる紙」の原料となる間伐材の受け入れについても新たなルートが開設され、細かったり短かったりする間伐材にも対応できるようになりました。これにより、九州各地の山からの間伐材の利用がさらに進んでいくものと期待しています。

山と街をつなぐ紙

今後も、販路や間伐材供給量を増やすなど、消費者が気軽に森林づくりを応援出来る仕組みの拡大に取り組んでまいります。今後とも「木になる紙」の購入を含めた皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

「木になる紙」の仕組みや購入方法など詳しい情報は、九州森林管理局ホームページ「紙１枚の思いやり」まで。

（文責　企画調整室　室長補佐　森本　明）

局庁舎の耐震改修工事完了

～2年8ヶ月の長期間を要す～

九州森林管理局庁舎は、昭和41年5月に竣工、災害時には、対策指揮や情報伝達、救護、消火活動などの災害対策拠点として活用される施設です。しかし、平成19年に実施された耐震診断で耐力数値が新耐震基準を満たしていないことが判明したことから、改修工事を平成22年3月に契約し、2年8ヶ月におよぶ長期間を経て、平成24年11月末終了しました。

工事としては、PCフレームにより補強（現建物に外部から補強する工法）・鉄骨ブレースによる補強（鉄筋のすじかい）・炭素繊維による柱、梁、壁の補強などが主な工事です。

また、各階廊下には腰板を新設、玄関ポーチ天井部にはスギ板を使用するなど木材をふんだんに利用した森林管理局らしい庁舎となりました。

職員が在庁しながらの工事であったことから、各階毎に執務室の移動の繰り返し、又、工事騒音の中での業務となりましたが、関係者の協力により無事終了することができました。

今後は、改修された新庁舎から、引き続き森林情報などを発信することとなります。

（文責　経理課
課長補佐　溝越啓二）

耐震改修工事が完了した九州森林管理局庁舎外観

耐震工事着手前の旧庁舎

外壁改修工事の様子（平成22年８月）

基礎工事の様子（平成22年10月）

室内から見た鉄骨ブレース設置状況

民有林へ造林技術情報を提供

【熊本南部森林管理署】八代林業技術普及協会からの要請で、同協会主催の「低コスト林業（造林）研修会」が八代市泉町椎原の「やまびこ荘」で開かれ、コンテナ苗の植栽による低コスト造林の手法などについて技術情報を提供しました。研修会では、下村治雄業務第二課長がコンテナ苗の特性や実証試験の結果などについて講義を行ったあと、伐採跡地で様々な器具を使用し、コンテナ苗１００本を植栽しました。参加者からはコンテナ苗による低コスト造林への期待の声が多く聞かれました。

伐採跡地でコンテナ苗の植栽試験を行う関係者＝熊本南部

奄美群島森林生態系保護地域の設定について

はじめに

奄美群島を含む琉球諸島については、林野庁・環境省共催により平成15年に開催された「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、知床、小笠原諸島と併せて、世界自然遺産の登録基準に合致する可能性が高いと判断されたところです。

このため、九州森林管理局では、沖縄北部地域及び西表島における森林生態系保護地域の設定に向けた検討のほか、奄美群島においても、世界自然遺産の保護担保措置である森林生態系保護地域の設定に向け、平成19年度より「奄美群島森林生態系保護地域設定委員会」を設定し、委員による現地調査のほか検討委員会を開催することにより、検討を進めてきたところです。

検討会は４回開催され、平成24年12月５日に開催された第４回検討会において、奄美群島森林生態系保護地域の設定案が取りまとめられましたので、その考え方についてご紹介します。

奄美大島の国有林

図－1

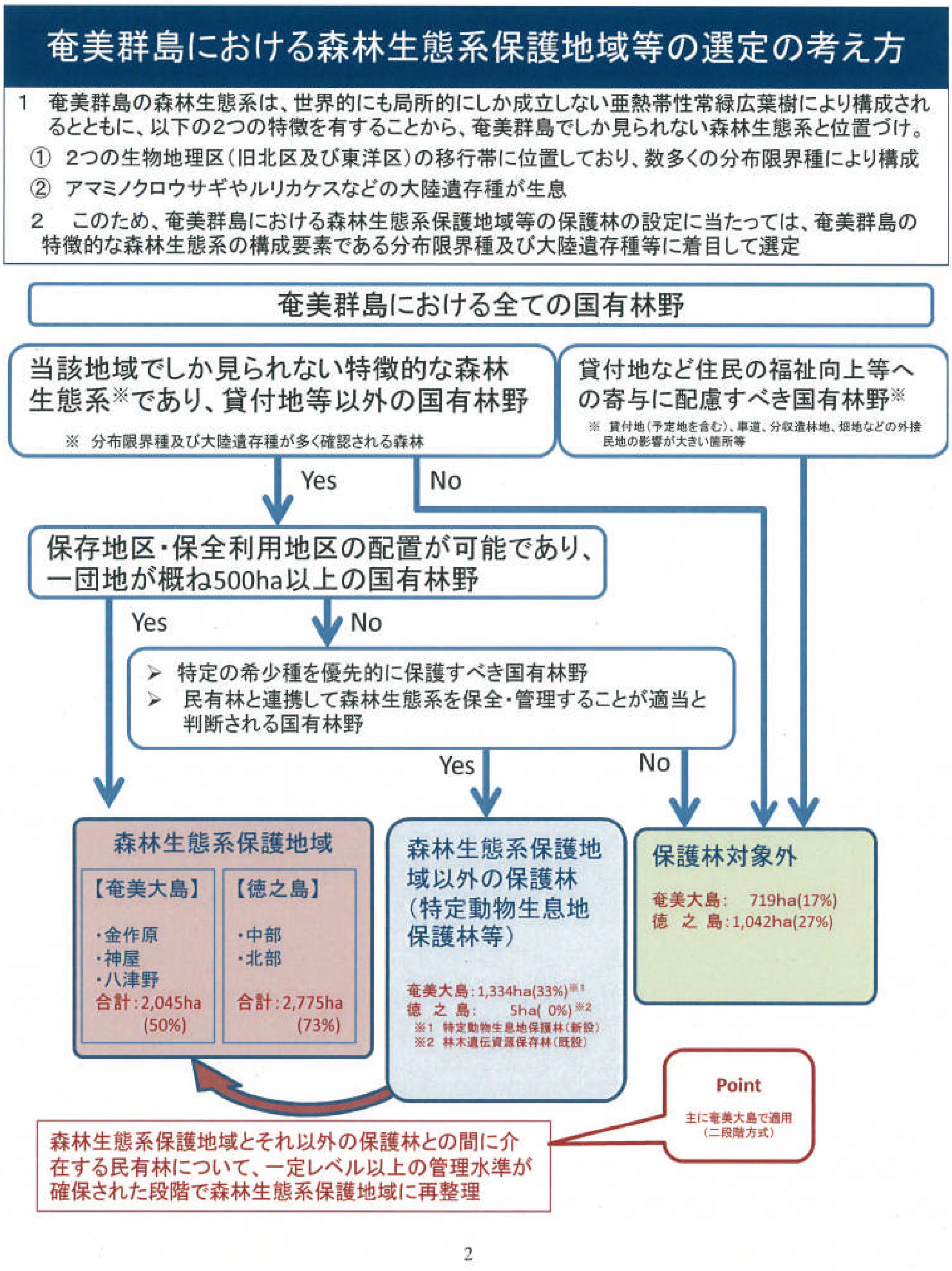

奄美群島の特徴

(1)森林生態系の特徴

奄美群島の森林生態系は、世界的にも局所的にしか成立しな

い亜熱帯性常緑広葉樹により構成されるとともに、
①2つの生物地理区（旧北区及び東洋区）の移行帯に位置しており、数多くの分布限界種により構成
②アマミノクロウサギやルリカケスなどの大陸遺存種が生息といった、2つの特徴を有することから、奄美群島でしか見られない森林生態系と位置づけられます。

(2)国有林野の賦存状況

奄美群島の国有林野は、鹿児島県奄美大島（奄美市、宇検村、大和村、瀬戸内町）と徳之島（徳之島町、天城町、伊仙町）に位置し、鹿児島森林管理署が管轄しています。

なお、奄美群島の国有林面積は七九二〇・八九㌶であり、奄美大島に四〇九八・〇七㌶徳之島に三八二二・八二㌶存置し、奄美大島の総面積の6%、徳之島の総面積の15%を占めています。なお、両島の国有林野の賦存状況については大きく異なっており、
①奄美大島では小規模分散型の国有林野配置となっており、森林生態系保護地域の設定に当たっての面積基準（一団地が概ね五〇〇㌶以上）を満たす団地が3団地しかない。
②徳之島では、比較的面的なまとまりがあるものの、国有林周辺にサトウキビ畑などの耕作地が鋸歯状に介在しており、外接民地の影響を排除することが困難といった状況にあります。

森林生態系保護地域等の設定

奄美群島における森林生態系保護地域等の保護林の設定に当たっては、(1)に示した奄美群島の特徴的な森林生態系の構成要素である分布限界種及び大陸遺存種等に着目して選定するとともに、(2)に示す国有林の賦存状況について、十分配慮した上で設定する必要がありました。

この結果、図1に示すフロー図に示す考え方で森林生態系保護地域と特定動物生息地保護林を設定することとしました。

この際、特定動物生息地保護林については、面積的には森林生態系保護地域より小さいものの、森林生態系の豊かさの観点からは森林生態系保護地域と遜色がないことに着目し、「民有林との連携」を初めて可能とするようにしました。

すなわち、森林生態系保護地域と特定動物生息地保護林との間に介在する民有林について、一定レベルの管理水準（例えば、保護林と同程度の取扱がなされる、又は育成複層林への誘導に向けた取扱がなされるなど）が確保された段階で、特定動物生息地保護林を森林生態系保護地域に再整理するという仕組みを新たに組み込みました。（図2参照）この仕組みは、世界自然遺産の保護担保措置である森林生態系保護地域の面的な拡大に寄与するのみならず、生物多様性の確保に向けて、民有林行政を牽引する効果が期待されます。

この結果、奄美大島・徳之島における国有林野面積の約8割（六千㌶）が森林生態系保護地域を主体とする保護林に設定されることとなりました。（図3

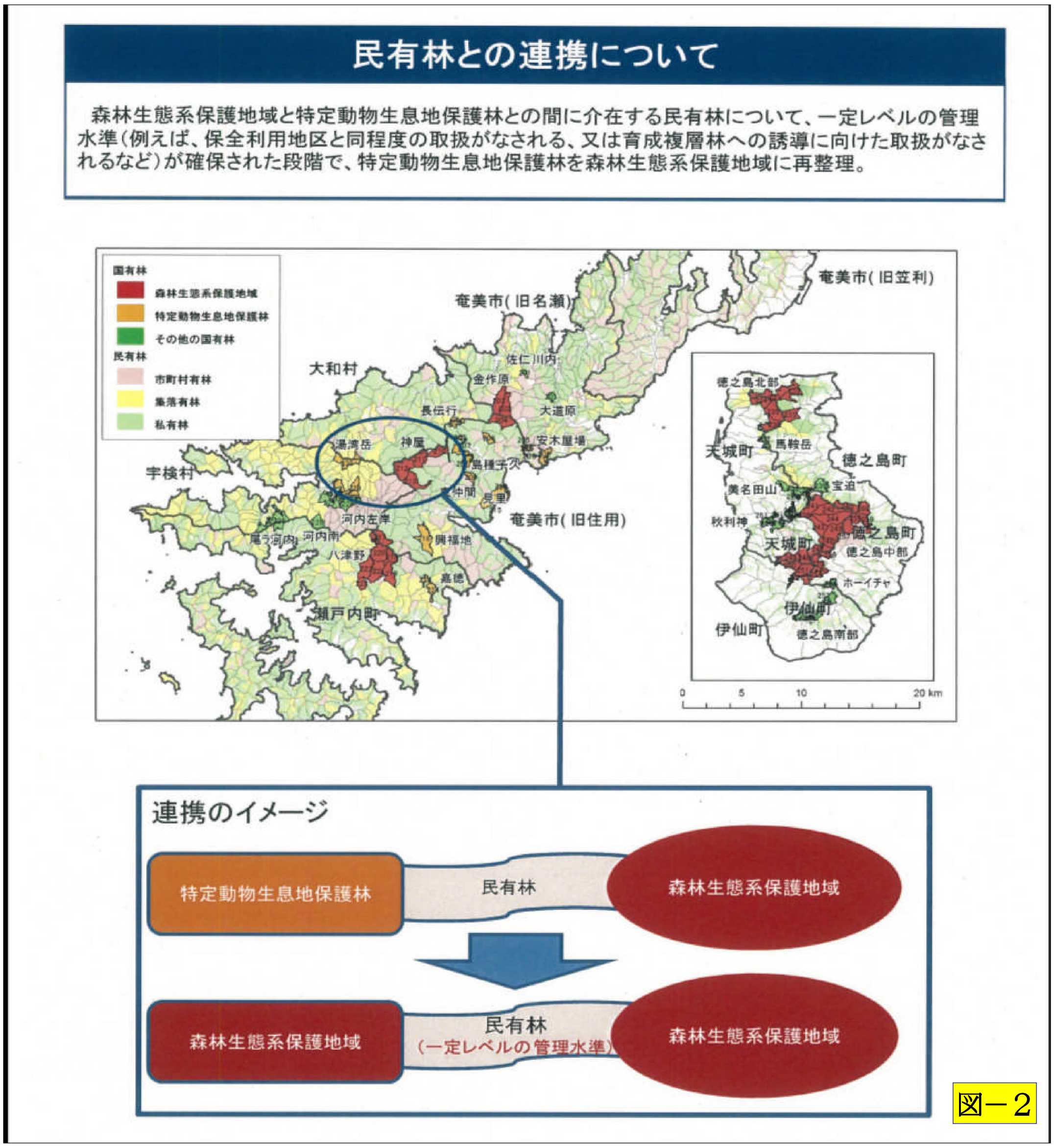

図－2

参照）

保存地区・保全利用地区の設定

奄美群島の森林は、かつてチップ用材として利用されてきた照葉樹二次林が主体となっています。このため、保存地区・保全利用地区の設定に当たっても、このことを踏まえつつ設定しました。（図４参照）

具体的には、保存地区については、森林生態系の厳正な維持を図る区域であって、一つのまとまりとして管理することが適当な区域としたことに加え、保存地区に介在する若齢、壮齢天然林及び人工林のうち、高齢級天然林の林分構造との差異が僅少であり、かつ保存地区として一体的に管理することが適当な林分についても、保存地区の対象としました。

また、保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう、緩衝の役割を果たす保全利用地区については、

①人為的影響を及ぼす可能性のある民地（農地など）に隣接する林分

②林道など道路周辺の林分

③若齢・壮齢の天然林及び人工林を主体とする林分であるため、保存地区とはならないが、保存地区の外縁で緩衝の役割を果たす林分としました。

これからの進め方

奄美群島森林生態系保護地域などの設定を反映させた奄美大島国有林野施業実施計画について、本年度中に変更することとしており、平成25年4月1日より奄美群島森林生態系保護地域が発効することとなります。

また、来年度以降については、学識経験者等からなる保全管理委員会（仮称）を設置し、保全管理に当たっての具体的の検討を進めることとしています。

（文責　計画課　課長　河野裕之）

図－3

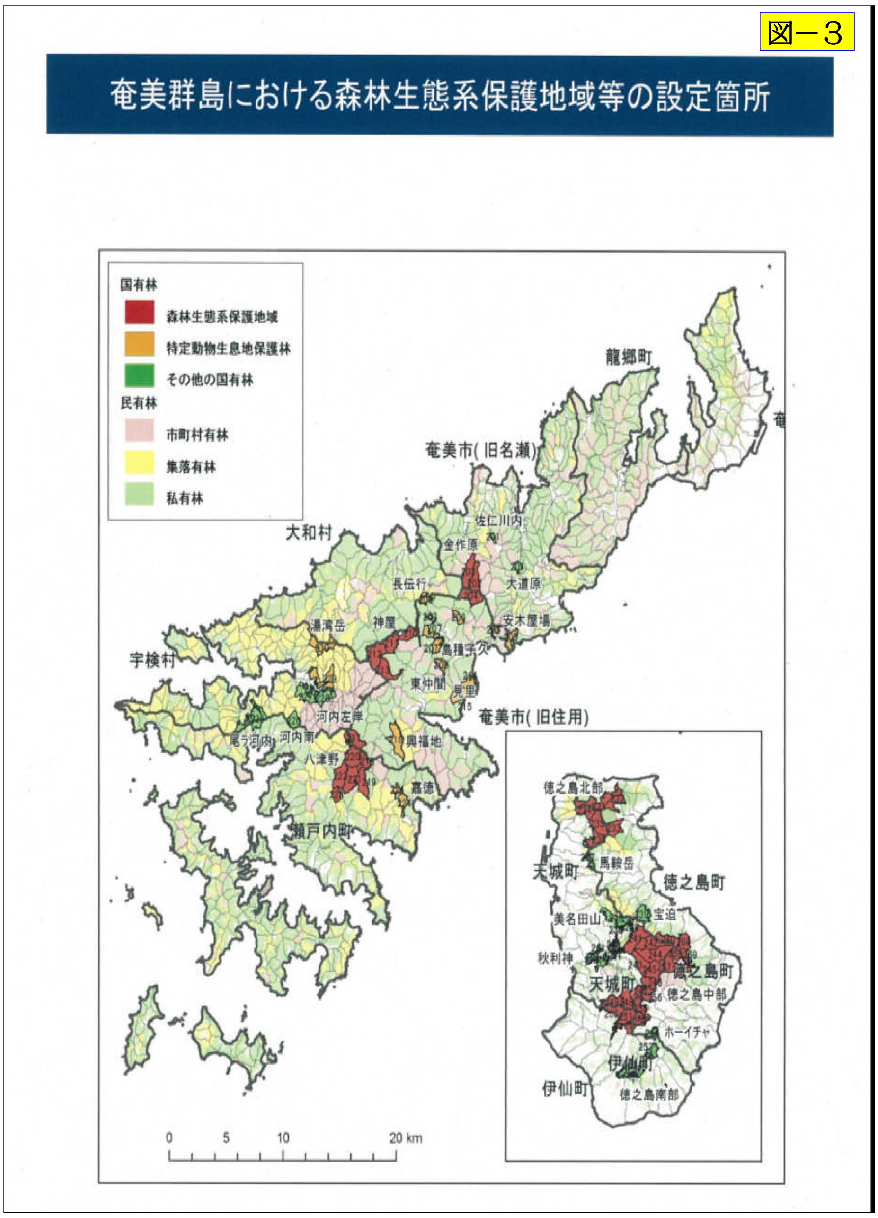

図－4

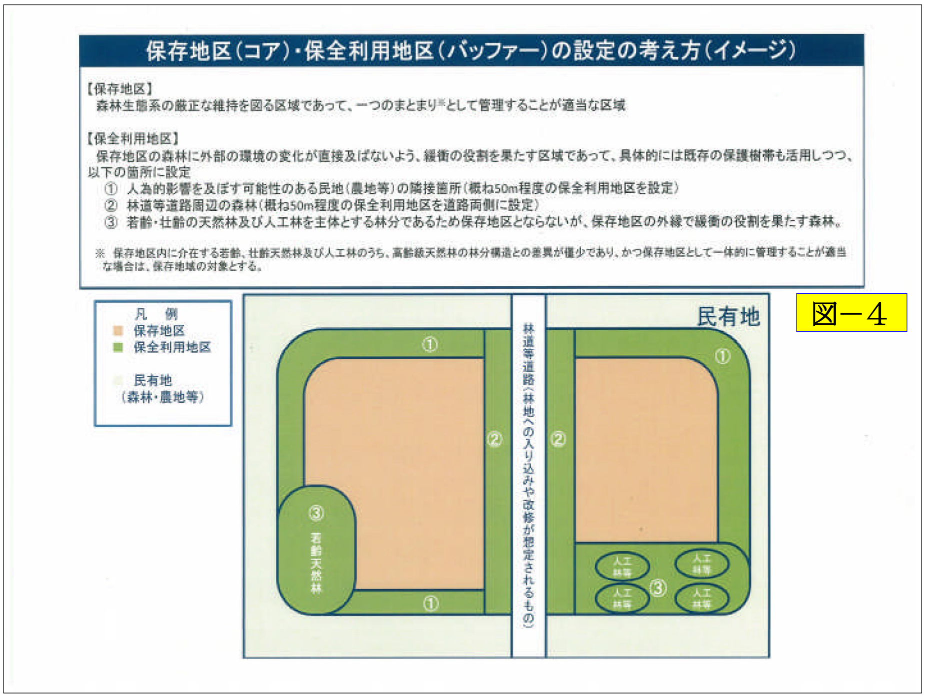

森林・林業再生プランにおける人材育成

はじめに

森林・林業再生プランに示す「木材自給率50％」の達成に向け、利用期に達した人工林などを活かした地域の森づくりのマスタープランとなる市町村森林整備計画などの作成を支援する准フォレスター、その市町村森林整備計画における木材生産の基盤となる丈夫で簡易な使いやすい林業専用道の設計などを行う林業専用道技術者の育成が平成23年度より、全国7ブロックで始まっています。

森づくり構想実習発表の様子

　国有林では、この人材育成のための研修について企画・運営を行うとともに、研修フィールドの提供、講師の派遣などを通して研修の円滑な実施に貢献しています。

准フォレスター研修

　熊本南部森林管理署のフィールドを活用し、人吉市において6月から10月にかけて実施され、国有林職員14人、県職員81人が受講しました。

市町村森林整備計画見直し演習発表

准フォレスターとして地域の森づくりをサポートしていくために必要な市町村森林整備計画や森林経営計画制度の概要、森づくりを構想するために必要な基礎知識、木材の流通・販売などについての講義、循環的な木材生産の戦略を描く能力を身につけるための演習や自県内の市町村森林整備計画について見直す演習などを実施しました。

　演習については、全て班毎に取りまとめ、発表、意見交換を行い、それぞれの意見・考え方を全員で共有し、これからの准フォレスター活動に活かしてもらうようにしました。

　研修生には、これから市町村行政の支援や地域の森林・林業関係者を指導する立場としての活躍が期待されます。

林業専用道技術者研修

　熊本南部森林管理署のフィールドを活用し、八代市において8月から10月にかけて実施され、事業発注者の立場で、国有林職員27人、県職員33人、市町村職員15人、森林組合職員17人、事業受注者の立場で測量・設計コンサルタント職員24人、建設事業体職員14人の合計130人が受講しました。

　新たな路網整備の推進や林業専用道設計のポイントについての講義と机上で林業専用道のルートを検討する演習と机上で描いたルートを現地踏査して見直し、発表、意見交換する実習を行いました。また、既設の庵ノ山一四四七林道（林業専用道）などを踏査して、新たな林業専用道のイメージを共有するとともに設計施工のポイントについて意見交換を実施しました。

　研修生には、九州の森林・林業を支える基盤となる道づくりの牽引役としての活躍が期待されます。

林業専用道ルートの机上検討

地域での活動状況

　准フォレスター活動については、これまでの研修修了生などが一緒なって同じ方向を向いて活動を推進していくため、協議会を立ち上げて活動している事例があります。

　県全体の活動として、鹿児島県では、県内の民有林及び国有林の准フォレスターをメンバーとする「鹿児島県准フォレスター等活動推進協議会」が発足、また、地域の活動として、署・支署が事務局（国有林准フォレスター）となって、署・支署管内の県の出先機関の准フォレスター、市町村の林務担当職員、森林施業プランナーなどをメンバーとする「准フォレスターなど活動促進連絡協議会」（都城支署管内）、「一ツ瀬川流域森林整備連絡会議」（西都児湯森林管理

林業専用道イメージの共有

署管内）が発足し、効果的な活動をするための勉強会などを重ねながら市町村森林整備計画の作成支援や森林経営計画の認定支援などを実施していくこととしています。

おわりに

准フォレスター研修、林業専用道技術者研修は、昨年度より始まった新しい取組であり、森林・林業再生プランを実践していくためには欠くことの出来ない人材の育成です。これからもより実効性のある研修により、九州の森林・林業が一歩でも着実に前に進むよう取り組んで参ります。

鹿児島県准フォレスター等活動推進協議会

生物多様性保全に向けた取組

はじめに

管内の国有林は、原生的な天然林から人工林、高山帯など様々なタイプの生態系、生物が生息・生育している森林を多く有し、我が国の生物多様性の保全を図る上で重要な役割を担っています。

シカ捕獲検討会（第２回検討会より）

シカの被害対策

増えすぎたシカの食害による、農林業被害の拡大に加え、森林の下層植生・希少植物の減少・消失、これらの植物を餌や住み家とする昆虫・動物の生息地の減少など、森林の生物多様性が脅かされています。

九州森林管理局では、関係機関とも連携を図りつつ、シカ被害の総合的対応策の検討を進めるために、シカ被害の著しい地域において、シカの生息・行動等の調査分析、捕獲の実証試験などによる個体数調整方策の検討を行っています。

さらに、引き続き職員などによる年間を通してのシカの捕獲に積極的に取り組むとともに、今年2月に予定している、第3回シカ捕獲業務検討会（COP3）等を通じた職員の捕獲技術の向上に努めています。

また、増えすぎたシカによる影響や危機的状況などについて、情報交換・共有化を進めるため「森林環境シンポジウム」を2月に熊本市にて開催する予定であり、地域と連携した積極的な対策を進めています。

縄文杉（屋久島）

希少な野生生物の保護管理

生物多様性保全の観点から、絶滅が危惧されている希少な野生生物の保護管理のため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定

ｺﾞｲｼﾂﾊﾞﾒｼｼﾞﾐ